



認可外保育施設利用者に対する保育料補助について

世田谷区では、認可外保育施設をご利用の方に、保育料の補助を行っております。保育の必要性の認定の有無、世帯状況や施設種別等によって、補助制度が異なります。

1 幼児教育・保育無償化

無償化の請求方法やスケジュールについてはこちら
区 HP(ページ番号：181718)

「保育の必要性認定」の取得要件や方法については、
区 HP(ページ番号：180271)



【要件】

(1) 対象児童

保育の必要性の認定を受けていること

(2) 対象施設・事業 ※企業主導型保育事業および保育ママは対象外です。

以下の①、②を満たす**認可外保育施設**および**居宅訪問型事業**(いわゆるベビーシッター)、または、①を満たす**病児・病後児保育、一時預かり事業**(ほっとステイ事業含む)、**ファミリー・サポートセンター事業**

① 幼児教育・保育無償化の対象施設であること

② 認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている施設であること

【金額】

※補助金額が保育料の月額より高い場合は、保育料の月額が補助金額となります。

※一時預かり事業、病児病後児、ファミサポ、ベビーシッターは**上乗せ対象外**です。また、年度を遡っての請求の場合は、**上乗せ補助の給付はいたしません**。

クラス年齢	国補助	都上乗せ補助	合計補助額
3～5歳児クラス年齢	37,000円	20,000円	57,000円

2 保育料負担軽減補助

※施設を通じて国から給付される無償化があります。金額等は施設にお問合せ下さい

企業主導型保育事業

第一子のお子さまは対象外です。
スケジュールや提出書類等はこちら
区 HP(ページ番号：197346)



(1) 補助対象世帯 (※以下の①、②を満たす世帯)

- ①各月の初日に区内在住であり、第2子以降のお子さま
- ②無認可保育施設の保育料を滞納していないこと

(2) 補助対象施設 (都外施設も対象)

各都道府県等に、認可外保育施設として設置を届出している施設のうち、**認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている企業主導型保育事業**

【補助金額】 ※補助金額が保育料の月額より高い場合は、保育料の月額が補助金額となります

☆令和5年10月以降は、**第2子以降のお子さまの補助金額が一律となります**☆

《令和5年4月～9月》

子順	多子世帯支援 (月額)
第2子	10,000円
第3子以降	20,000円

《令和5年10月以降》

子順	多子世帯支援 (月額)
第2子以降	20,000円



認証保育所

※保育の必要性の認定をお持ちの場合は、「1. 幼児教育・保育無償化」をご覧ください

【要件】

- ①各月の初日に区内在住の方
- ②当該年度に、東京都が認証する認証保育所と月48時間以上の月極契約を結び、お子さまを預けていること。（区外施設も対象）
- ③区の定めた保育料等算定区市町村民税所得割課税額を超えていないこと。
- ④月極契約保育料を納入していること。

スケジュールや提出書類等はこちら
区 HP(ページ番号：181837)



【補助金額】

第1子のお子さま



補助金額は（別表1）の通り、世帯の区民税課税額の階層により決定します。
（4月～8月分は前年度分、9月～3月分は現年度分の税額）

（別表1）負担軽減補助金

保育料等算定区市町村民税所得割課税額 （お子さまと生計を同一にしている家族全員分）	階層	補助金額（月額）
生活保護世帯または保育料等算定区市町村民税所得割課税額が202,000円未満の世帯	A 1	20,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A 2	15,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B 1	10,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	
570,000円以上の世帯	F	

第2子以降のお子さま



《令和5年4月～9月》

上記の負担軽減補助金（別表1）と多子世帯支援（別表2）の金額を合算した金額を支給します。
ただし、合算した金額が20,000円を超える場合でも、**上限額は20,000円**となります。

（別表2）多子世帯支援

子順	補助金額（月額）
第2子	10,000円
第3子以降	20,000円

《令和5年10月以降》

所得階層による算定および多子世帯支援との合算を撤廃し、**第2子以降は一律20,000円**となります。

子順	補助金額（月額）
第2子以降	20,000円

★補助金の申請手続等詳細に関しては、世田谷区ホームページにてお知らせしています。（以下参照）

★世帯の補助金額は通知にてお知らせいたします。お電話等ではお答えできません。

【区HP】子ども・教育・若者支援＞保育＞保育施設・事業＞認可外保育施設の保育料補助について

問い合わせ先

保育認定・調整課 認可外保育施設担当

世田谷区世田谷4-2-1-27 世田谷区役所第2庁舎2階2番窓口

TEL：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018

よろしく願います

